

○可茂衛生施設利用組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和53年3月6日
可茂衛生施設利用組合条例第1号

改正 昭和54年3月1日組合条例第1号 平成9年3月5日組合条例第1号
平成12年3月15日組合条例第2号 平成17年3月18日組合条例第3号
平成21年1月7日組合条例第1号 平成28年1月6日組合条例第2号
平成28年8月1日組合条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、組合の特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職職員」という。）に対して支給される報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 前条に規定する報酬の額は別表のとおりとする。

(重複支給の禁止)

第3条 組合の一般職職員又は組合を組織する市町村の一般職職員若しくは特別職の職員で常勤のものがこの条例の適用を受ける特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

(支給方法)

第4条 特別職職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、一般職職員の例による。

(費用弁償)

第5条 特別職職員が公務のために旅行したときは別表に定める額を費用弁償として支給する。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 可茂衛生施設利用組合特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年3月可茂衛生施設利用組合条例第4号）は廃止する。

附 則（昭和54年3月1日組合条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月5日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月15日組合条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日組合条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月7日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月6日組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 8 月 1 日組合条例第 6 号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬	費 用 弁 償
組 合 議 員	日 額 1,000円	管理者に支給する旅費の例による。
監 査 委 員	日 額 6,000円	
執行機関の附属機関である審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員	日額16,000円以内で規則で定める額	一般職職員の7級の職務にあるものに支給する旅費の例による。
専門委員、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者	1時間あたり10,000円以内で管理者が定める額	